

岩手県告示第145号

岩手県漁業調整規則（昭和42年岩手県規則第31号）第54条第3項において準用する第52条第3項の規定により、進藤清に対し、第三十五漁盛丸（漁船登録番号HK 2-22198）の停泊を命ずることについて、次のとおり聴聞を行う。

平成30年2月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 期日 平成30年3月22日（木） 午前11時から
- 2 場所 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県庁6階 6-B会議室